令和８年７月２９日

第７回加須市農業委員会総会議事録

（公開用）

加須市農業委員会

第７回　加須市農業委員会総会議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
　　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

　　報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書について
　　報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書について
　　報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について
　　報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について

招集年月日	令和８年７月２９日	招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール
開会の日時	午後２時００分	閉会の日時	午後３時０５分
会長	町田　彰	職務代理	夢川　博朗

議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠
1	荻原　儀文	○		9	佐久間　通友	○	
2	梓澤　富士夫		○	１０	木村　欽一	○	
3	夢川　博朗	○		１１	内田　美行	○	
4	瀬下　京子	○		１２	金子　廣司	○	
5	岡戸　成夫		○	１３	町田　彰	○	
6	金子　勇一	○		１４	松本　昇	○	
7	新井　健夫	○		１５	荒井　雅明	○	
8	芝﨑　克行	○					

	加須市農業委員会事務局
	局長　野本博一
	次長　前田辰男
	主幹　渡辺昌也
	主幹　野崎浩次
	主任　三村隆浩
	主任　福地英昌

開会　午後　２時００分

○局長（野本博一君）　「あいさつ　さわやか　かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和８年第７回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

―――――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――――

◎市長挨拶

○局長（野本博一君）　開会に先立ちまして、本日、高橋市長のほうがお見えですので、ご挨拶を頂戴したいというふうに存じます。

高橋市長、よろしくお願いします。

○市長（高橋稔裕君）　みなさん、こんにちは。市長の高橋稔裕です。

本日は、毎月定例でご審議いただいております加須市農業委員会総会の貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から、町田会長さんをはじめ皆様方には、農政はもとより、市政で各般にわたりまして多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

本来であれば、もっと早くに皆さん方にご挨拶に来なければと考えていたところでございますが、なかなか他の公務が重なってしまうことも多く、このタイミングになったところ、大変申し訳なく思っております。皆様方あっての加須市の農業であるということ、もちろん承知しておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今日の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業資材の高騰など非常に厳しい状況が続いており、離農が進み、遊休農地が増加することも懸念されております。このような状況の中、委員の皆様には、毎月の定例総会でのご審議をはじめ、農地パトロールや現地調査などに取り組んでいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

特に来月は、暑い中ではございますが、各地区ごとに農地利用状況調査を実施いただくものと伺っております。体調には十分注意いただければと思います。本市といたしましても、皆様の活動を最大限支援してまいりますので、引き続き優良農地の保全、農地の有効活用など、加須市の農業振興のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様の今後ますますのご健勝にての活躍をご期待申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ぜひともよろしくお願いいたします。

○局長（野本博一君）　市長、ありがとうございました。

高橋市長におかれましては、この後別の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

○市長（高橋稔裕君）　すみません、失礼いたします。よろしくお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎開会の宣告

○局長（野本博一君）　それでは、改めまして夢川職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（夢川博朗君）　皆さん、こんにちは。職務代理の夢川です。

委員の皆さんには、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この部屋にいますと、涼しくて暑さも忘れるんですけれども、本当に７月になって暑い日が続いておりまして、全国的にも酷暑日が出たり、本当に暑い日が続いております。ここ何日か、ちょっと気温が平年並みというんですか、ちょっと過ごしやすい日がありましたけれども、また今日からはかなり暑い日が続いていきます。水稲のほうも今、出穂期、それから穂ばらみ期と、これから圃場に暑い中出られることがあると思います。ぜひ熱中症対策だけは十分やって、体に気をつけて行っていただきたいと思います。

では、これより令和８年第７回加須市農業委員会を開催いたします。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎会長挨拶

○局長（野本博一君）　ありがとうございました。

続きまして、町田会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　皆さん、こんにちは。

今ありましたように、非常にここでまた急に暑くなってまいりました。稲も急に暑くなるとまた水管理を注意しなきゃいけないというのがありますし、我々の体も急に暑くなってき

ますと熱中症対策が不可欠というふうになってまいります。

平成２７年から令和６年における熱中症の累計月別死亡事故件数というのは、７月と８月で８５％を占めているそうです。非常に熱中症のリスクが高い時期に最後の仕上げの仕事をしなければいけませんので、いま一度熱中症対策を見直して、仕事に当たっていただければなというふうに思います。

国のほうでは、「いのちをうばう、夏のひとり作業」というのをキャッチフレーズに、熱中症対策声かけ隊というものを募集して、皆さんに呼びかけるというふうな記事を見かけたりしました。皆さんも農地パトロール等の際に、圃場で作業している人を見かけましたらば、ちょっと声をかけていただいて、水飲んだかいとか、そんな声かけをしていただけたらばいいのかなと思っております。

今日はまた、慎重審議のほどよろしくお願いしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○局長（野本博一君）　ありがとうございました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎出席委員数の報告

○局長（野本博一君）　本日の総会でございますが、委員総数１５名のうち過半数を超える１３名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、町田会長に議長をお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議事録署名委員の指名

○会長（町田　彰君）　それでは、またよろしくお願いします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

９番、佐久間　通　友　委員そして

１０番、木　村　欽　一　委員

の両委員を指名いたします。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎取下願の報告

○会長（町田　彰君）　次に、議事に入る前に、取下願についてご報告いたします。

本日の議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」のうち、議案書９ページの９番、種足地区については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれます。

報告は以上となります。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　日程第２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」の７件を議題といたします。

初めに、１番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１ページから３ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は農業経営基盤強化促進法第７条第１号の事業を実施するための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○９番（佐久間通友君）　９番、佐久間です。

７月２２日午前１１時頃、地区担当委員の小山さんと現地確認に行ってまいりました。

申請地３－１の①は、現在のところ空き地となっており、除草剤が散布されているような状態で、雑草等は処理されている状況でした。

申請地３－１の②は、現在稲作をしている水田でありました。

譲受人の　　の　　さんからお話をお伺いしたところ、農業経営の拡大を目的とした売買ということで、３－１の①は将来的には畑として、３―１の②は引き続き稲作を続けていくということでありました。

このようなことから、本申請の内容は農地法の許可基準を満たしているものと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

１番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、２番、３番の三俣地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図４ページをご覧ください。

３条の２番と３番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

なお、本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも、譲受人は営農規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２３日、午後３時頃、推進委員の田村さんと私２人で現地確認に行ってまいりました。

さんの代理人である　　さんという方に立ち会っていただきまして、現地を見させていただいたんですが、２番のほうの田のほうは、水が入らない状況なので、稲は作れないから麦を作りたいというようなことをおっしゃっていました。今現在は、若干草が生えていたので、麦をまくまでには草のほうはきれいに処理していただくということでお話ししてまいりました。

それから、３番のほうですが、こちらは前作で麦を作られていまして、麦刈りが終わった状態でいましたので、まるっきりきれいな状態でありました。こちらについても、この秋また麦を作付するということで伺いました。

以上のことから、本申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、２番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、３番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、４番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図５ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、自宅に隣接しており効率的に耕作できるため、譲渡人は、高齢により農業ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　５番の岡戸さんが本日欠席なものですから、１０番木村が代わって申し上げます。

岡戸さんのほうから文書でいただいていますので、それを読み上げさせていただきます。

７月２５日、９時半に、岡戸さん及び推進委員の飯塚さん、細井さん、小関さんと現地確認に行ってまいりました。７月の農業委員会総会に私が欠席のため、私、木村にご参加いただきました。譲受人代理人の　　さんにもご参加いただきました。

譲渡人の区画と譲受人の区画は隣り合っており、畦畔等もなく、１枚の区画になっております。以前から一緒に耕うん、草刈り等をしていたことがうかがえます。現在も草は生えていましたが、きれいに刈りそろっていました。

譲渡人は、耕うん等ができないということで、今回所有権贈与をしたいということでした。譲渡人は、農機具材も十分所有しております。贈与後も一枚の田として管理したほうが農地としても安定すると考えます。本件は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

４番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、５番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図６ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は新規就農となりますが、営農計画書が添付され、経験者等により栽培方法などの情報を仕入れ、経験を積みながら耕作を行いたいため、譲渡人は規模縮小のための申

請となっております。

なお、譲受人は、農機具（小型耕運機）の購入を予定していることから判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　本件も、岡戸さんが欠席なので、私がまた代理で読み上げさせていただきます。１０番、木村です。

７月２５日、８時３０分に、岡戸さん、推進委員の飯塚さん、小関さん、細井さんで現地確認を行ってまいりました。７月の農業委員会は岡戸さん欠席のため、私、木村も参加いたしました。譲受人代理人の　　さん及び公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼支部の　　様、譲受人の　　さんもご参加いただきました。　　さんからは、加須市の空き家解消事業の観点からの参加ということです。

譲渡人は、対象地に隣接する家から結婚して今は家を離れております。家には現在誰も住んでいないため、売りに出しており、譲受人が家と隣接する農地も購入したいということです。譲受人は、購入したこの家に引っ越して常時住むということではなく、週に一、二回、現在のところに通ってこられるということです。隣接する当該農地を利用していきたいということです。

農機具は現在所有しておりませんが、これから購入予定。当面は、手間のかからないだろう果樹から始めるということです。　　から通って農業をするということで、気になるのは、農作業常時従事要件です。農業委員会事務局、渡辺さんに７月２７日に確認を入れたところ、譲受人代理人の　　さんより、譲受人は譲受人の奥さん、息子さんも含めて年間１５０日は農作業に従事するということが言われています。

以上により、本件は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

５番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、６番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図７ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、隣接地を耕作しており効率的に耕作できるため、譲渡人は、高齢により耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２７日、１６時３０分頃、私と推進委員の儘田さん、２人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の　　さんですが、この土地を以前から借り受けて耕作をしておりました。今現在稲が作られて、もう穂が出てきているような状況でございました。

このようなことから、引き続きここで農地として稲を作っていくという返事をいただいていますので、これについても許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

６番の不動岡地区について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、７番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図８ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に農業を行うことができるため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（芝﨑克行君）　８番、芝﨑です。

本来の担当は梓澤農業委員さんでございますが欠席のため、代わりに説明させていただきたいと思います。

まず、この案件でございますが、この土地につきましては、譲受人の　　さんが長らく管理、作っていたということでございまして、譲渡人の　　さんが、この土地につきましては　　さんに譲りたいという希望から、今回の関係になったそうでございます。

これは２２日の１０時に、代理人の　　さん立会いの下、梓澤さんと２人で現地調査した結果でございますので、よろしくお願いします。

本申請につきましては、農地法の許可基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断したとのことでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

７番の鴻茎地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の１件を議題といたします。

１番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図９ページ及び現況配置図の４－１をご覧ください。

本案件は、自己用住宅敷とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、相続した住宅敷地の一部が農地であることが判明したことから、適法にするため申請されたものであり、やむを得ないと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１番（荻原儀文君）　１番、荻原です。

この案件につきまして、７月２２日に、代理人の　　さん、また同じ事務所の　　さん、推進委員の新井さん、私と４人で現地調査と聞き取り調査を行いました。

現在、申請した家は空き家になっていて、申請者の　　さんによって母屋、納屋ともきちんと維持管理された状態でした。家を建てたのも昭和５２年と古く、当時の状況から農地に家を建ててしまっても仕方なかったのかなと感じました。

許可後は、申請者の　　さんがまだ維持管理していくということでしたが、行く行くは子供が利用できたらなということでした。

このようなことから、本件の申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

１番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第３号の上程、説明、質疑、採決

○会長（町田　彰君）　次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１０件を議題といたします。

初めに、１番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１０ページ及び土地利用計画図の５－１をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（２２区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２３日の午後３時半ぐらい、推進委員の田村さんと私、２人で現地確認に伺いました。

譲受人の代理人であります　　さんという方と現地待ち合わせて現地確認をしたんですが、かなり広い面積になるんですが、ほぼほぼ放棄地という、そういう状況でありました。ここの地区、何か区画整理がされていないみたいで、道路もほぼなくて、何もない状態、そういった中で、全てが放棄地という格好になっていました。

それから、図面見てみると分かるんですが、途中に家がぽつんぽつんと入っていまして、囲まれているような開発という格好になるのかと思うんですが、この辺で機械等の振動等で苦情が出ないように静かにやってくださいよというような話は当人にはしてまいりました。

このようなことですから、遊休地の解消につながるという点ではいいのかなと思いまして、本件申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

１番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、２番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１１ページ、土地利用計画図、排水・給水・造成計画図５－２をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするため申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２３日、午後４時ぐらいに、推進委員の田村さんと私、２人で現地確認に伺いました。

譲受人の代理人、　　さんと現地打合せいたしまして、現地を見たんですが、周り中全て宅地というか家で埋まっている状況でした。それと、道路を挟んだ反対側がという、すごく立地のいい条件の場所かなというふうに思いました。

このようなことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

２番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、３番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１２ページ及び土地利用計画図５－３をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（３区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２３日、午後５時ぐらいに、推進委員の田村さん、そして私と譲受人の代理人であります　　さん、そこの事務所の方の　　さん、４人で現地確認をいたしました。

この土地は、周り中がやっぱり住宅に囲まれておりまして、若干低い土地ではあるんですが、盛土をして住宅を建てたいということでございました。

周り中全て宅地に囲まれてしまっているところでございましたので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

３番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、４番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１３ページ及び土地利用計画平面図５－４をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

５番の岡戸さん欠席で、また代理で申し上げます。

７月２３日、１０時に、岡戸さん及び推進委員の細井さん、小関さん、それと私で現地確認をしてきました。譲受人の代理人として、　　さんにも同席いただきました。

譲受人は、太陽光発電施設への転用のため農地取得を計画しております。当該区画は、元は水田でありましたが、長らく耕作放棄地となっていた土地ということです。草は生えておりましたが、年に数回は草刈りをしている形跡は見られます。周囲には太陽光発電が点在し、境界を接して水田が２枚、少し離れて自動車整備工場があります。太陽光発電設備に伴う環境への障害は少なく、雨水対策も今後しっかり行うということであり、２枚の水田に対する悪影響も軽微と思われます。

土地の有効活用という観点から、本申請は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

４番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、５番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図は１４ページ、土地利用計画図５－５をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（２０年）により土地を借り受け、資材置場及び駐車場として敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、修理のために預かっている農機具の置場や社員の通勤車両等の駐車場として拡張するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２３日、午後２時半頃、推進委員の儘田さんと私と２人で現地に行きまして、代理人の　　さん、　　さんですね、この方と現地で打合せいたしました。このときに、北側が　　さんの倉庫で、南側が　　さんの住宅という、倉庫と住宅の間に挟まれている農地ということであって、そこにまた作業場等を増設したいということでございました。周りは全て囲まれておりまして、ほかに雨水等の影響は何もないということなので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

５番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、６番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１５ページ及び土地利用計画平面図、給水　雨水・汚水排水施設平面図の５－６をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（６棟）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（木村欽一君）　１０番、木村です。

７月２７日、１７時頃、推進委員の儘田さんと私、２人で現地に伺いまして、代理人の　　、　　さんとお会いして、現地を見させていただきました。

ここの場所は、草もきれいに整備されてほとんど伸びていない状態で、きれいな状態でいました。それと、売渡人のこの　　さんという方は、去年まで農業で米を作っていらっしゃったんですが、今年からは作付をもうやめてしまったと。年取って米が作れないということで、今回売渡しという格好になったそうです。

以上のことから、このまま放棄地になるのを防ぐためにも、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

６番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、７番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１６ページ及び土地利用兼給排水計画平面図５－７をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（４棟）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１４番（松本　昇君）　１４番、松本です。

７月２１日、代理人の　　様へ電話し、現地での立会いを相談しましたが、代理人は　　と遠方で都合がつかないため、電話で聞き取り調査をしました。

現地は礼羽小学校に近く、　　に面している約８００平方メートルの宅地と、今回の申請農地４４０平方メートルを一体化し、全体面積１，２３７．９７平方メートルに建売住宅４棟を建設しようとするものです。

その後、２３日に地区担当委員の榎本勝雄さんと２人で現地調査をしてまいりました。現地は、申請農地の畑も現在誰も居住していない既存住宅も、約１メートルを超える雑草が繁茂しておりました。既存住宅は２階建てで結構立派な状態でしたが、この住宅を取り壊し、申請農地と一体化して４棟の建売住宅を計画しているものです。

申請の事由に相違なく、建売住宅ができれば雑草もなくなり環境もよくなると思われます。このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

７番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、８番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１７ページ及び計画平面図、砕石計画断面図の５－８をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（３０年）により土地を借り受け、駐車場（敷地拡張）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、参列者用の駐車場として整備し、接触事故等が発生しないよう敷地の拡張を計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１２番（金子廣司君）　１２番、金子でございます。

７月１７日、推進委員宮野さんと現地調査と聞き取りを実施をいたしました。さんに聞き取り調査をいたしました。

現行では、位置図のお寺の南側に駐車場がございます。法事とかイベントがありますときにはほとんどいっぱいになってしまうということで、お寺の北側、　　に隣接する畑、これを駐車場に変えたいという意向でございます。

現況は、若干草が生えていましたが、住職が定期的に草刈りをしている様子がうかがわれます。特に西側のほう、稲が植わっていましたが、駐車場にしても影響はないものと考えられます。許可相当と判断と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

８番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１０番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１９ページ、土地利用計画図、求積図５－１０をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書

類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（芝﨑克行君）　８番、芝﨑です。

代わって説明させていただきます。

７月２２日、１３時に、代理人の　　さんの会社の方が　　さんということで、現地で確認、立会いさせていただいたということでございます。

現地につきましては、譲渡人が管理しているんですが、何も特に作っているものはなく、しばらく更地で管理しているというところであったそうでございます。そして、こういう話が来たので、本人も更地のままだということから、それに同意したということでございまして、特には問題ないということでございました。

本申請につきましては、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

１０番の鴻茎地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、１１番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図２０ページ及び５－１１の現況平面図、現況断面図、計画平面図、計画断面図をご覧ください。

本案件は、農地改良工事をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられてお

ります。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、３か月間の一時転用であり、盛土をし耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○４番（瀬下京子君）　４番、瀬下です。

７月２３日、田村推進委員と譲渡人の中の一人であります　　さん、あとは代理の　　の　　さんが立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、雑草が生えておりまして、しばらく耕作されていない状態であります。以前は稲作をされておりましたが、二、三年前から高齢のため耕作しなくなってしまったとのことです。水はけを改善し、耕作しやすいために農地改良をしまして、野菜を作るとのことでした。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（町田　彰君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（町田　彰君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

１１番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（町田　彰君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎報告事項

○会長（町田　彰君）　次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　それでは、報告第１号から第４号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の１１ページからをご参照ください。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について２０件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第２号、１５ページをご参照ください。「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について１件で、内容は資料のとおりです。

報告第３号、１６ページをご参照ください。「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について４件で、内容は資料のとおりです。

報告第４号、１７ページをご参照ください。「農地法第１８条第６項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について１１件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（町田　彰君）　以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○局長（野本博一君）　町田会長、議事の進行ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、夢川職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（夢川博朗君）　どうも皆さん、本日はお忙しい中、慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和８年第７回農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会　午後　３時０５分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和　８年　７月２９日

会　　長　　町　田　　彰

署名委員　　佐久間　　通　友

署名委員　　木　村　　欽　一